

五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日

五 條 市 告 示 第 6 1 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、五條市域内において、初期消火体制の維持、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、消火ホース格納庫等を更新し、維持管理する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和 3 年 3 月五條市規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資器材 消火ホース格納箱、ホース、管槍、消火栓スタンド及び消火栓ハンドルをいう。
- (2) 格納庫 消火ホース格納箱 1 個に対してホース 3 本、管槍 1 本、消火栓スタンド 1 本及び消火栓ハンドル 1 本を収納したものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱において補助金の交付を受けることのできるものは、格納庫を維持及び管理する団体であって、当該維持及び管理を適切に行え、かつ、格納庫の取扱い訓練を定期的に行えるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会
- (2) 自治連合会
- (3) 自主防災組織
- (4) その他格納庫管理団体

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象となる事業は、資器材又は格納庫の更新事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第 5 条 補助の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、前条第 1 号の規定する事業に要する経費とし、補助金の額は、基準額又は対象経費のいずれか低い額の 3 分の 1 とする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、1, 0 0 0, 0 0 0 円を対象経費の限度額とする。

2 基準額は、次の表に定める単価に補助対象となるものの数量を乗じて得た額の合計額

とする。

基準額（消費税を含む。）	
消火ホース格納箱（脚付（コンクリート土台付き））	26,000円（設置費を含む。）
ホース	22,000円／本
管槍	11,000円
消火栓スタンド	23,000円
消火栓ハンドル	5,000円

- 3 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 設置場所が確認できる地図等
- (3) 対象経費についての見積書

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 維持管理を適正に行うこと。
- (3) 格納庫の取扱い訓練を定期的実施すること。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、

補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金申請取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業計画の変更）

第10条 補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

（軽微な変更）

第11条 前条ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の完了予定年月日を延長すること。
- (2) 設置場所を大きく変更すること。
- (3) 補助対象経費の30%以上の変更をすること。

（計画変更の通知）

第12条 市長は、第10条の規定により五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金変更承認申請を受けた場合には、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、計画の変更を認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者在五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとし、計画変更が不適当と認めたときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業実施途中において、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（完了実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金完了実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び精算)

第15条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 第13条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を備え、保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第21条第3号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格2万円以上の財産とする。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項に規定する処分を制限された取得財産等について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ五條市消火ホース格納庫等設置事業補助金財産等処分申請書(様

式第 11 号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。